

(調整に当たっての段階的引下げ措置の要否)

(目次)

- P. 1 「民間の企業年金及び退職金の実態調査の結果並びに当該調査の結果に係る本院の見解について」(平成 24 年 3 月 7 日人事院) (抄)
- P. 2 昭和 56 年及び平成 15 年退職手当法改正に伴う段階的引下げ措置について

「民間の企業年金及び退職金の実態調査の結果並びに当該調査の結果に係る本院の見解について」（平成 24 年 3 月 7 日人事院）（抄）

Ⅲ 国家公務員の退職給付についての見解

1 官民較差の解消の必要性

（略）なお、これまで国家公務員退職手当法の改正により退職手当の引下げ（昭和56年は△8.3%、平成15年は△5.5%）が行われた際には、所要の経過措置が講じられている。今回の退職給付の見直しは、退職後の職員の生活設計に大きな影響を及ぼすこと、及び過去の引下げ幅と比べても大幅な引下げとなることに鑑み、所要の経過措置を講じることが適切と考えられる。

昭和 56 年及び平成 15 年退職手当法改正に伴う 段階的引下げ措置について

過去に退職手当の引下げを行った際は、

- ・ 退職間近の職員は、引下げ前の水準による退職手当額を見込んだ生活設計を行っていると考えられること
 - ・ 各府省等における退職管理に不測の影響が発生しないようにすること
- などの観点から、激変を緩和する措置として段階的に引下げを実施した。
具体的には、調整率（注）の一回当たりの引下げ幅が 3/100 程度となるような措置が講じられた。

○ 昭和 56 年退職手当法改正に伴う措置（調整率 120/100→110/100）

昭 56. 10. 30 成立、11. 20 公布、57. 1. 1 施行

期間	調整率	
昭 57. 1. 1～昭 57. 12. 31	117/100	▲ 3 ポイント
昭 58. 1. 1～昭 58. 12. 31	113/100	▲ 4 ポイント
昭 59. 1. 1～	110/100	▲ 3 ポイント

〔 ※ なお、上記は議員修正後のものであり、政府案では、5 ポイントずつ 2 年で引下げを行うことにしていた（120→115→110）。 〕

○ 平成 15 年退職手当法改正に伴う措置（調整率 110/100→104/100）

平 15. 5. 28 成立、6. 4 公布、10. 1 施行

期間	調整率	
平 15. 10. 1～平 16. 9. 30	107/100	▲ 3 ポイント
平 16. 10. 1～	104/100	▲ 3 ポイント

（注）調整率とは、退職手当の水準調整のため、退職手当法附則に規定されている数値を指す（昭和 48 年法改正により創設（120/100））。